

湯河原町告示第 70 号

湯河原町消防団加入促進補助金交付要綱を次のように定める。

令和 8 年 8 月 12 日

湯河原町長 内 藤 喜 文

湯河原町消防団加入促進補助金交付要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、本町の防災力維持・強化のため、消防団員確保が喫緊の課題となっている状況を踏まえ、各分団が地域住民向けに開催する消防団加入促進のための催し物（以下「催し物」という。）の開催費用に対する補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助対象)

第 2 条 補助金の交付の対象となる事業は、湯河原町消防団の分団（以下「分団」という。）が実施する催し物で、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 分団は、町内に主たる活動拠点を持すること。
- (2) 催し物は、町民を対象とする参加型又は周知型の内容であること。
- (3) 催し物の費用について適切な見積書又は領収書（電磁的方法による領収書及びクレジットカードの利用明細を含む。）を提出できること。

(補助対象経費)

第 3 条 補助対象経費は、催し物の開催に要する次の費用とする。

- (1) 会場使用料
- (2) 備品及び教材費
- (3) 広報費（チラシ、ポスター等）
- (4) 講師謝礼費

(5) その他催し物の実施に必要と町長が認める費用
(補助金の額)

第4条 補助金の額は、前条に規定する補助対象経費とし、1回の催しにつき10万円を限度とする。

2 分団が実施する催し物の回数は、予算の範囲内であれば制限しないものとする。

(申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする分団（以下「申請者」という。）は、催し物の開催の14日前までに湯河原町消防団加入促進補助金交付申請書（様式第1号）に次の必要書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、緊急的に実施する場合は、開催計画書を口頭で説明することで書類の添付に代えることができる。

- (1) 催し物の開催計画書（内容、日時、場所等）
- (2) 費用見積書又は領収書等の証拠書類
- (3) その他町長が必要と認める書類

(審査及び決定)

第6条 町長は、前条の規定による申請があったときは、速やかに内容を審査し、交付の可否の決定を行い、湯河原町消防団加入促進補助金交付・不交付決定通知書（様式第2号）により申請者に通知するものとする。

(実績報告)

第7条 補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「交付対象者」という。）は、催し物の開催終了後30日以内に湯河原町消防団加入促進補助金実績報告書（様式第3号）、催し物開催写真及び支出を証明する領収書等の写しを添え、町長に提出しなければならない。

(交付額の決定)

第8条 町長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかに内容を審査し、適当であると認めたときは、補助金の額を確定し、湯河原町消防団加入促進補助金確定通知書（様式第4号）により交付対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第9条 前条の規定による補助金の額の確定通知を受けた交付対象者は、湯河原町消防団加入促進補助金請求書（様式第5号）により、速やかに町長に補助金を請求するものとする。

2 町長は、前項の規定による補助金の請求があったときは、速やかに交付対象者に補助金を交付するものとする。

(交付金の取消し)

第10条 町長は、交付対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、湯河原町消防団加入促進補助金交付決定取消通知書(様式第6号)により、補助金の交付決定を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 補助金の目的外に使用したとき。
- (3) その他不正行為があったとき。

(補助金の返還)

第11条 町長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が交付されているときは、当該交付対象者から当該補助金に相当する金額の全部又は一部を返還させることができる。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、令和8年8月12日から施行する。